

## ○柏市附属機関設置条例

平成8年3月29日  
条例第6号

(趣旨)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項に規定する附属機関については、法律若しくはこれに基づく政令又は他の条例に定めのあるものを除くほか、この条例の定めるところによる。

(設置)

第2条 執行機関の附属機関として、別表に掲げるものを置く。

(守秘義務)

第3条 附属機関の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(委任)

第4条 第2条に規定する附属機関の組織及び委員その他の構成員並びに運営に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成8年4月1日から施行する。

附 則(平成10年条例第6号)

この条例は、平成10年4月1日から施行する。

附 則(平成11年条例第7号)

(施行期日)

1 この条例は、平成11年4月1日から施行する。  
(柏市民文化会館条例の一部改正)

2 柏市民文化会館条例(昭和47年柏市条例第25号)の一部を次のように改正する。

第16条の2を削る。

(柏市民ギャラリー条例の一部改正)

3 柏市民ギャラリー条例(昭和54年柏市条例第39号)の一部を次のように改正する。

第8条を次のように改める。

第8条 削除

附 則(平成12年条例第29号)

(施行期日)

1 この条例は、平成12年8月1日から施行する。  
(任期の特例)

2 この条例の施行の日以後初めて柏市健康福祉審議会の委員に委嘱される者の任期は、改正後の別表の規定にかかわらず、平成14年3月31日までとする。

附 則(平成17年条例第17号)

(施行期日)

1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。  
(任期の特例)

2 この条例の施行の日から平成18年4月18日までの間に柏市就学指導委員会の委員に委嘱される者(補欠の委員として委嘱される者を除く。)の任期は、改正後の別表の規定にかかわらず、平成18年4月18日までとする。

(柏市特別職報酬等審議会条例等の廃止)

3 次に掲げる条例は、廃止する。

(1) 柏市特別職報酬等審議会条例(昭和39年柏市条例第38号)

(2) 柏市住居表示審議会条例(昭和41年柏市条例第3号)

(3) 柏市通学区域審議会条例(昭和41年柏市条例第7号)

(4) 柏市総合計画審議会条例(昭和41年柏市条例第28号)

(5) 柏市生涯学習推進協議会条例(平成4年柏市条例第10号)

(6) 柏市行政改革推進委員会条例(平成7年柏市条例第32号)

附 則(平成17年条例第127号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成19年条例第2号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。  
附 則(平成19年条例第43号)

この条例は、平成19年12月28日から施行する。  
附 則(平成19年条例第46号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。  
附 則(平成20年条例第32号)

この条例は、公布の日から施行する。

## 別表(第2条)

(平10条例6・平11条例7・平12条例29・平17条例17・平17条例127・平19条例2・平19条例43・平19条例46・平20条例32・一部改正)

附属機関の属する執行機関	附属機関	担任する事務	委員の数	委員の任期
市長	柏市表彰審査会	被表彰者についての審査に関する事務	15人	市長が別に定める。
	柏市特別職報酬等審議会	市議会の議員の議員報酬の額並びに市長及び副市長の給料及び退職手当の額についての審議及び答申に関する事務	10人以内	市長が別に定める。
	柏市総合計画審議会	総合計画についての調査及び審議並びに答申に関する事務	25人以内	市長が別に定める。
	柏市行政改革推進委員会	行政改革の課題及び推進状況についての調査及び審議並びに答申に関する事務	12人以内	市長が別に定める。
	柏市男女共同参画推進審議会	女性問題に関する総合的施策の推進についての審議及び答申に関する事務	15人以内	2年
	柏市住居表示審議会	住居表示整備事業の実施についての調査及び審議並びに答申に関する事務	20人以内	市長が別に定める。
	柏市予防接種調査会	予防接種の適正かつ円滑な処理についての調査及び審議並びに答申に関する事務	6人	2年
	柏市老人ホーム入所判定審査会	老人ホーム入所措置の要否についての審査及び答申に関する事務	6人	2年
	柏市農業振興審議会	農業振興施策の総合的かつ効率的な推進についての審議及び答申に関する事務	12人	市長が別に定める。
	柏市生涯学習推進協議会	生涯学習の推進についての審議及び答申に関する事務	15人以内	市長が別に定める。
教育委員会	柏市就学指導委員会	心身に障害のある児童生徒の適正な就学についての判定及び具申に関する事務	14人	2年
	柏市スポーツ障害予防委員会及びその専門委員会	スポーツ障害の予防についての審議及び答申に関する事務	15人以内	2年
	柏市通学区域審議会	市立の小学校及び中学校の通学区域についての審議及び答申に関する事務	20人以内	2年
	柏市学校適正配置審議会	市立の小学校及び中学校の適正な規模及び配置についての審議及び答申に関する事務	10人以内	2年
	柏市文化振興審議会	文化振興施策の総合的かつ効率的な推進についての審議及び答申に関する事務	15人以内	2年

備考 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。